

杉並区環境清掃審議会の所掌事項等について

I 所掌事項（杉並区環境清掃審議会条例第2条）

- 1 区長の諮問に応じ、次の事項について調査審議し、答申する。
 - (1) 杉並区環境基本計画及び杉並区環境配慮行動指針に関すること。
 - (2) 廃棄物の適正な処理及び再利用の促進の基本方針に関すること。
 - (3) その他、重要な事項
(杉並区環境清掃審議会施行規則第2条)
 - ①環境影響評価法に規定する環境影響評価準備書に対する区長の意見に関すること。
 - ②東京都環境影響評価条例に規定する環境影響評価書案に対する区長の意見に関すること。
 - ③廃棄物の適正な処理及び再利用の促進の基本方針を踏まえた具体的な計画に関すること。（一般廃棄物処理基本計画）
 - ④杉並区みどりの基金条例に規定する基金の運営に関すること。
 - ⑤杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例に規定する（第16条第2項）公表に関すること。
 - ⑥その他会長が特に必要と認める事項。
- 2 前項各号の事項に関し、意見を述べることができる。

II 区からの報告事項等

- 1 環境基本計画及び環境配慮行動指針に関する施策の状況の報告
(杉並区環境基本条例第9条第4項)
- 2 杉並区みどりの基本計画を策定する際の意見聴取
(杉並区みどりの条例第7条第2項)
- 3 大規模建築物等の報告
(上記1(3)⑥その他会長が特に必要と認める事項として)

(参考)

現行計画の計画期間

- ・杉並区基本構想…令和4年度～令和12年度
- ・杉並区環境基本計画…令和4年度～令和12年度
- ・杉並区一般廃棄物処理基本計画…令和4年度～令和12年度
- ・杉並区地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）
…令和5年度～令和12年度
- ・杉並区みどりの基本計画…平成22年改定（今後改定予定）